

柳川市公告第96号

柳川市が発注する増築庁舎ネットワーク機器リースについて、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年6月30日

柳川市長 松永 久

- 1 件 名  
増築庁舎ネットワーク機器リース
- 2 調達機器設置箇所  
柳川市役所増築庁舎及び三橋庁舎。なお調達機器等の納入先は別途指定する場所に納品するものとする。
- 3 機器概要  
「増築庁舎ネットワーク整備業務仕様書」参照
- 4 納入期限  
令和9年4月26日（月）  
ただし、柳川市役所増築庁舎の工事の進捗状況に伴い納入期限が延伸する場合があります、その際は本市と協議するものとする。
- 5 リース期間  
令和9年5月1日から令和14年4月30日まで。  
ただし、納入期限の延伸に伴い、変更される場合がある。
- 6 契約に関する事務を担当する部署の所在地、名称及び電話番号  
〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1  
柳川市総務部総合政策課DX戦略係  
電話番号（直通）0944-77-8427
- 7 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）は、次に掲げるとおり。
  - （1）破産者で復権を得ない者でないこと。
  - （2）地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することがあった者で、その事実があった後2年を経過しないものでないこと。
  - （3）柳川市内に本店を有していること又は令和3年4月1日以降に地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を締結した実績があること。
- 8 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）は、次に掲げるとおり。

- (1) 社団法人リース事業協会の正会員で福岡県内に本店若しくは支店を有していること又は令和3年度以降、本市と新規にリース契約締結の実績があること。
- (2) 国税、都道府県税又は市町村税を滞納していないこと。
- (3) 柳川市、国その他の公共団体において指名停止又は入札制限の期間中でないこと。

## 9 入札参加申込みの受付

入札に参加を希望する者は、必要書類を持参、郵送又は電子メールで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、申請様式は柳川市ホームページからダウンロードすることができる。

### (1) 受付場所

柳川市総務部総合政策課DX戦略係

### (2) 受付期間

令和8年6月30日（火）から令和8年7月13日（月）までの市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

### (3) 提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ② 印鑑証明書（申請日以前3ヶ月以内のもの。写しでも可。）
- ③ 使用印鑑届（様式第2号）（写しでも可。）
- ④ 委任状（様式第3号）（委任する場合に提出）
- ⑤ 次に掲げる納税証明書又は未納の税額がないことの証明書。ただし、発行日が申請日以前3ヶ月以内のものに限る。写しでも可。
  - (ア) 国税（個人の場合は「納税証明その3の2」、法人の場合は「その3の3」）
  - (イ) 都道府県税（個人の場合は事業税、法人の場合は法人都道府県民税及び事業税）
  - (ウ) 市町村税
- ⑥ 同種・類似業務履行実績調書（様式第4号）  
（7の(3)に係る実績を2件以上記入。契約書、仕様書等の写しを添付すること。）

### (4) 郵送による申込

- ① 一般書留、簡易書留など対面受取ができる郵便（レターパックプラスを含む）で、(1) 受付場所に(2) 申込受付期間中に必着するよう郵送すること。なお、未達・遅延等が発生した場合など原因の如何を問わず申込受付期間以外の提出書類は受け付けない。
- ② 封筒の表面に「増築庁舎ネットワーク機器リース申請書類在中」と記載すること。

### (5) 電子メールによる申込

① 総合政策課あてに電子メールにて提出すること。なお、提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

② 受付先 柳川市総務部総合政策課DX戦略係

E-mail : densan@city.yanagawa.lg.jp

受信確認先TEL : 0944-77-8427

(6) 入札参加資格確認の申請をした者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を令和8年7月15日(水)までにメールにて通知する。

(7) その他

① 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出書類は、本市において無断で目的外使用をすることはない。

③ 提出書類は、返却しない。

#### 10 仕様等に関する質問及び回答

(1) 別添の質問書(様式第5号)により、総合政策課DX戦略係あてに電子メールにて提出すること。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

① 受付先 柳川市総務部総合政策課DX戦略係

E-mail : densan@city.yanagawa.lg.jp

受信確認先TEL : 0944-77-8427

② 受付期日 令和8年6月30日(火)から令和8年7月7日(火)までの市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。(必着)

(2) 質問に対する回答

令和8年7月9日(木)までに柳川市公式ホームページに掲載する。

※ただし、特定の質問に対する回答が事業者選定の公平性を損なうと判断した場合、当該質問には回答しない。

#### 11 入札方法

入札参加確認通知で入札参加資格が有とされた者のみ、次のとおり郵送により入札に参加すること。

(1) 提出書類(※柳川市ホームページからダウンロードすること。)

① 入札書(様式第6号)

② 入札金額内訳書(様式第7号)

③ 入札保証金の納付等が確認できるもの(領収書、保証書等)(入札参加確認通知で免除とされた者は不要)

(2) 提出期間

令和8年7月15日(水)から令和8年7月22日(水)午後5時必着

(3) 提出先

「6 契約に関する事務を担当する部署」に同じ。

(4) 提出方法

① 二重封筒(内封筒及び外封筒)により、一般書留、簡易書留など対面受取ができる郵便(レターパックプラスを含む)で送付すること。

- ② 内封筒に「入札書」及び「入札金額内訳書」を封入し、表面に発注案件名、商号（名称）、代表者の職名及び氏名の記載とともに「入札書在中」と朱書きし、裏面の3箇所を届出印で封かんする。
- ③ 内封筒を外封筒に入れ、外封筒表面に宛先とともに入札者の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記載し「入札書在中」と朱書きの上、(3)提出先に期限までに必着するよう郵送すること。
- ④ 郵送以外の方法による入札及び期限後の入札書の受理は一切認めない。

(5) 入札に関する注意事項

- ① 入札の執行回数は、1回とする。
- ② 入札書に記載する金額は、消費税を含まない月額の価格を記入するものとする。入札書とは別に、費目ごとに積算した入札金額内訳書を添付すること。
- ③ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1.2 開札

(1) 日時

令和8年7月23日（木）10時00分

(2) 場所

〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1  
柳川市役所柳川庁舎3階 第1会議室

(3) 立会

入札者のうち、立会を希望する者は、事前に上記「6 契約に関する事務を担当する部署」に連絡の上、開札日の前日までに書面（任意様式）で申請すること（代理人が出席する場合は、開札当日に立会委任状を持参すること）。希望者がいない場合は、入札事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札結果の通知

開札後速やかに、入札に参加した全ての事業者に対し落札結果を電話で連絡し、後日文書により通知する。通知内容には落札業者の名称及び入札金額を記載する。また、落札者以外の入札参加者についても、事業者名及び入札金額を記載するものとする。

1.3 入札保証金

柳川市契約事務規則（平成17年柳川市規則第49号）第8条に該当する者は、免除する。

#### 1 4 契約保証金

柳川市契約事務規則第29条に該当する者は、免除する。

#### 1 5 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
- (5) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (6) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（入札参加の確認を受けた者で、その後入札時点において入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (7) 委任状を提出していない代理人がした入札

#### 1 6 落札者の決定方法

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づき予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格以下の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 最低入札価格が予定価格を上回った場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格提示者と協議を行い、その結果、予定価格以内の価格が提示されれば随意契約を行うものとする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該落札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札執行事務に係りのない職員にくじを引かせるものとする。

#### 1 7 入札辞退の自由

入札参加の確認を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、自由に入札を辞退することができる。

なお、入札の辞退を理由に、本市において、いかなる不利益な取扱いもしない。